

第4期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について

1 意見を募集した期間

平成26年12月15日（月）から平成27年1月13日（火）午後5時まで

2 意見の提出について

(1) 意見を提出した人の数 (1人・1団体・6事業者)

(2) 意見の提出方法

持参	2件
郵送	0件
ファクシミリ	1件
電子メール	5件

(3) 寄せられた意見の数 44件（39項目）

3 提出された意見の概要と回答について

(別添資料のとおり)

第4期昭島市障害福祉計画(素案)に関するパブリックコメントの回答(案)について

番号	関連頁	意見内容(意見概要)	件数	協議会の考え方
1	1	【平成23年度以降の主な制度改正】が記載されているが、既に施行された法律等が昭島市でどのように福祉施策に反映されたのか、また、これから施行される法律等が本計画にどのように組み込んでいくのか、計画策定の趣旨に記載が必要だと考えます。	1件	第4期計画においては、障害者施策に関する関係法律の更改等に基づき、その内容を踏まえ策定しております。 また、第4期計画への反映については、「第5章 具体的な取組の推進」の施策体系に基づき、該当する施策を記載しております。
2	5~18	第2章 障害のある人の取り巻く状況においても、PDCAサイクルの評価結果等の記載をしてほしい。第2章第4節以外は、若干ではあるが説明が記載されているが、第4節 サービスの利用状況については、数値の報告だけであり説明がない。なお、特に計画値より実績値が下回っている事業については説明の記載がほしい。	1件	第2章第4節サービスの利用状況における説明の記載については、第4期計画よりPDCAサイクルの仕組みが導入され、評価の段階で実態把握や分析等を行う予定であることから、次期計画策定時の課題として捉えております。
3	19	基礎調査結果と分析が掲載されているが、この計画を策定するために、第4章「計画の基本的な考え方」以降にどう反映されたのかが不明です。 また、15頁 第4節サービスの利用状況の数値の中には、市民が他市で利用しているサービスや事業も含まれており、もちろん反対の場合もあると思うが、この実績からは昭島市が取り組めていない事業や市内で望まれている事業の実態が見えにくいと感じます。 分析の段階でニーズを的確に把握するには市内の利用状況や市外の利用者の状況も分けてカウントをするべきだと思いますし、その内容を検討する必要があるのではないのでしょうか。	1件	国や都の動向や第3期計画までの障害福祉計画、昭島市の現状等を総合的に踏まえた上で計画の策定を行っております。 サービスの利用状況の把握については、基礎調査だけではなく、サービスの利用状況の実績などからニーズを把握しております。 また、市内・市外の利用者や事業所の利用状況等を個別に把握することは、現行の体制においては困難性がありますが、わかりやすい実績の反映につながることから、今後の検討課題として認識しております。
4	19	基礎調査結果では、相談支援事業やグループホームに対するニーズ、就労希望や経済的支援の充実など増収を望む声も大きく、調査結果を反映させた計画にしてほしい。また、相談支援事業は、すべての障害で今後利用したいサービスのトップになっているが、46頁 4 相談支援サービスの記載では、計画相談などの事業が主になっているが、サービスを利用する前の基本相談をしっかりと実施してほしい。 グループホームや働く場の増設も事業者任せではなく、一緒に取り組み実現するような計画にしてほしい。	1件	基礎調査結果を施設整備などの施策に具体的に反映するためには、財政的課題の解決が必要であると考えます。計画では、法律に基づく障害福祉サービスの適正、円滑な実施に向けて、調査結果を反映いたしました。 また、基本相談・一般相談の充実については、市の相談業務委託事業者との更なる連携により、充実が図られるものと考えております。
5	41	1 訪問系サービスの記載に、「介護保険サービスなどの事業者が障害福祉サービスの事業分野への参入等と呼びかけていく必要があります。」とあり、【施策の方向】では「関係機関の連携と協力により、障害のある人の地域での生活の場の確保と自立に向けた支援に努めます。」とあるが、【事業内容】では具体的な事業内容が書かれていない。	1件	関係事業者との連携と協力により、訪問系サービスを充実させることで、地域生活の場の確保と自立に向けた支援につなげるという意図の記載であり、【事業内容】のサービス全体に関連し、それぞれの対応の中で努めていくものと考えております。
6	41	1 訪問系サービスの記載のうち、「介護保険サービスなどの事業者が障害福祉サービスの事業分野への参入等を働きかけていく」との記載があるが、介護保険サービスと障害福祉サービスでは同じ事業者でも対応の仕方が違うため、新規に参入する事業所には研修などのスキルアップが求められると考えます。 ただ、働きかけるだけではなく、事業者、使用者双方に手順をおった方法で、実現できるようにサポートしてください。	1件	事業者に対しては、利用者が適切なサービスを受けられるよう十分配慮した上で、必要とされる支援が確保されることが基本と考えていますので、その中で対応が図られるものと考えています。

番号	関連頁	意見内容（意見概要）	件数	協議会の考え方
7	43	2 日中活動系サービスの記載のうち、就労継続支援A型の事業所が市内にはないことが記載されており、他市の事業所に依存しているということであれば、市内に設けるべきだと思います。「ともに支え合う共生のまちあきしま」としては、早急に解決すべきです。	1件	現時点では、計画に具体的な記載ができる状況ではありません。しかしながら、利用者のニーズを踏まえるなかで、今後の検討課題であると認識しております。
8	43	2 日中活動系サービスの記載のうち、【現状と課題】では「短期入所は(中略)市の一般施策として実施している事業(中略)の利用状況を勘案するなかで、今後の展開を検討していく必要があります。」となっていますが、「市の一般施策として実施している事業」の記載を望みます。 また、No12「短期入所」は日中活動系サービスと考えるのは不自然であり、「居住系サービス」に記載すべきだと考えます。また、「サービス量の確保と短期入所サービスが円滑に利用できる仕組みづくりを検討すること。」はソフト面の充実を図りつつハード面の拡充も必要だと考えられますが、一考を願いたいと思います。	1件	短期入所に関し、市の一般施策として実施している事業として、第5章第1節2日中活動系サービス【現状と課題】の(心身障害児(者)短期入所委託事業「緊急一時保護事業」、「障害者ショートステイ事業」)として記載しておりますので、事業内容に記載を追加することは考えておりません。また、日中活動系サービスへの短期入所の記載につきましては、障害福祉計画に係る国の基本指針の障害福祉サービス区分に基づき、記載しております。
9	43	2 日中活動系サービスの【現状と課題】の就労継続支援B型事業について、「市内の事業所で連携して工賃アップのとりくみをおこなっている。共同受注や自主製品の販路拡大に向けて更なる連携を大切にしたい開拓が望まれる」などの言葉を付け加える方がよいのではないかと。	1件	ご意見の主旨に基づき、就労支援継続B型事業所について、工賃アップ等の取組に関して記載いたします。
10	44 79	44頁(1)日中系活動系サービスの提供に記載のNo8～10までのサービスは、就労に対する支援の事業であり日中活動の場としてとらえるのは、法の趣旨からしても反するのではないかと。記載箇所を65頁2就労・雇用の支援に位置づけ、変更するべきである。 また、この事業を円滑に進めるため、具体的な連携組織を整備する事を記載してほしい。	1件	国の基本指針においては、就労移行支援、就労継続支援サービスなどは日中活動系サービスに位置づけられているため、市の第4期計画についても標記支援サービスは、日中活動系サービスに位置づけております。 また、事業を円滑に進めるための連携組織については、障害者総合支援法第89条の3第1項の「協議会」などを踏まえ、現在、検討が進められておりますが、計画に具体的に記載する段階には至っておりません。
11	45	3 居住系サービスの【施策の方向】「医療機関や保健所・・・」の記載がありますが、掲載位置が異なるため、4相談支援サービスへの記載に修正してほしい。	1件	ご指摘の箇所の記載を訂正し、第5章第1節4相談支援サービスの【施策の方向】に記載いたします。
12	46	計画相談支援は、単価が低く相談支援専門員を一人雇用するためには、1人当たり100人程度を担当しない限りではないが、1人の相談専門員が100人もの計画相談をこなすことは無理なため、事業として成り立たない現状がある。適切に計画相談支援を行うためには、人的又は計画作成ソフトの支給など物的補助など、具体的な支援が必要であると考え、サービス利用計画を必要とする人数から必要な相談支援専門員の人数を計画に明記し、施策として実現できる計画にしたい。 また、本来の市内の障害のある方の相談支援を充実させるために、市が責任を持って相談支援の中核を担い、基幹型相談支援センターが設置され、基本相談支援を行う委託相談支援事業所があり、計画相談支援を行う相談支援事業所があるという、役割を明確にしつつ、重層的な相談支援体制を地域に作ることを計画に盛り込んでほしい。	1件	計画相談支援の体制につきましては、法制度に基づく障害福祉サービスの枠組みの中で、指定特定相談支援事業者による対応を図ることといたしております。 なお、相談支援専門員の必要数を具体的に検討し、計画の施策に位置づけることには、困難性があります。 また、本計画の計画期間において、基幹型相談支援センターの設置等について具体的に記載するためには、財政的課題の解決が必要であると考えます。
13	48	5 地域生活支援サービスにおける【現状と課題】と【施策の方向】に「親亡き後」と記載されていますが、「家族の支援力の変化」等の記載に変更を望みます。	1件	障害福祉分野の計画等で使用されている言葉ではありますが、ご意見に基づき、「家族等の介護者の状況の変化など」との記載に修正いたします。

番号	関連頁	意見内容（意見概要）	件数	協議会の考え方
14	55	No49「各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実」に関して、各事業所はくじら祭りなどに積極的に参加しており、フードグランプリでは、他の一般飲食店に肩を並べ、成績も残している。「障害があるから」という特別扱いをしてもらいたいということはないが、イベントに参加し、地域の人に自分たちの活動を知ってもらいたいということから、イベントの広報等に関し、工夫をしていただければと思う。	1件	各種イベントの広報の仕方や、イベントを活用した啓発活動については、イベントを主催・主管する市の担当部署との調整により、実現できるものと考えます。
15	55 56	No48・No51～54「広報紙やホームページなどの啓発や活用など」に関して、新しくなったホームページは、障害のある人への配慮が伺えるが、市内の障害者支援施設などの事業所に関する情報などが充実しておらず、情報量が少ないと感じる。 ホームページをはじめとして、昭島市独自の充実した事業所紹介を望むとともに、各事業所の活動内容や自主制作作品を掲載することで、障害者優先調達の推進にもつながるのではないかと。	1件	市からは、ホームページにおいて、市内に所在する事業所の名称、所在地、連絡先や定員等の基本情報について掲載していくとともに、各事業所や障害者(児)福祉ネットワークと連携を図るなかで、効果的な紹介方法を検討していくとの考えが示されています。
16	56	No55「ガイドブックの作成・充実」に関して、現在、昭島市障害者(児)福祉ネットワークにおいて、知的・身体・精神障害のガイドブックを作成しているが、これは本来、行政が行う最低限の情報提供といえる。これまでつくってきたガイドブックを発展させる形で、早急に対応してほしい。	1件	市では、身体障害者手帳ガイドブック及び愛の手帳ガイドブックを作成し、障害者手帳取得時等に配布しております。 市からは、こうしたガイドブックの内容については、ご指摘の資料や取組を踏まえ、検討していくとの考えが示されています。
17	58	No58「選挙時における投票支援」に関して、選挙を社会参加と捉えられており、権利擁護の視点が欠けています。昭島市の人権に関する考え方を改めるべきではないでしょうか。 70頁の(3)権利擁護・苦情対応に位置づけ記載してほしい。	1件	障害者の権利を守る取組として、「第4節 自立に向けた基盤の整備 3地域での自立支援-(3)権利擁護・苦情対応」に「選挙時における投票支援」を記載し修正いたします。
18	58	No57「文化活動支援」に関して、障害のある人の絵や、文字には素晴らしいものが多いと実感しているため、文化活動を通して、障害のある人のことを理解できる機会を増やしてほしい。	1件	「文化活動支援」については、ご意見のような機会を増やすことにもつながるものとして記載しており、関係各部署において、こうした取組が進められるものと理解しております。
19	60	3 安全・安心の確保の【現状と課題】に福祉避難所が4箇所あるとの記載があり、巻末に用語説明もあるがどのように利用できるのかわかりにくい。利用しやすくするため改善点も多くあると思うため、事業として取り組んでほしい。	1件	市では昭島市地域防災計画に基づき、避難者対策の充実に向けた対応を図るものとしており、その中で福祉避難所の具体的な検討が図られるものと理解しております。
20	61	No69「緊急通報システム制度の活用」に関して、「単身世帯で・・・」とあるが、当事者同士の複数人世帯や高齢の親と障害者の世帯なども利用できるようにしてほしい。そのため、「必要な世帯を対象に・・・」などの記載にしてほしい。	1件	ご指摘の主旨は理解いたしますが、財政状況等を勘案するなかでは、緊急時の対応に困難性のある方を優先することを考慮し、現行どおり単身世帯及び重度障害のある人を対象に、システムを活用していくものと考えます。
21	61	防災対策の推進「No72～75」について、昭島市と事業所が連携して、積極的な福祉避難所の設置を。	1件	市においては、昭島市地域防災計画に基づき、災害時において、市と事業所等が連携、協力し、円滑に福祉避難所が設置できるような取組が進められています。

番号	関連頁	意見内容（意見概要）	件数	協議会の考え方
22	62	<p>障害者の権利条約の批准により「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されています。</p> <p>今回の改正内容は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであることです。</p> <p>そこで「第1章 障害福祉計画の策定にあたって」の「第1節 計画策定の主旨と背景2 計画策定の背景」の【平成23年以降の主な制度改正】に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布と掲載する事を求めます。</p> <p>さらに「第5章 具体的な取り組みの推進」の「第4節 自立に向けた基盤の整備」「1 乳幼児期・学齢期における支援事業の充実」の【施策の方向】に上記のことを含めた方向の説明を明記するように求めます。</p>	1件	<p>ご意見の主旨に基づき、「第1章 障害福祉計画の策定にあたって」の「第1節 計画策定の主旨と背景 2 計画策定の背景」の障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）の中に、教育育成分野にかかわる動向を示す意味から、「インクルーシブ教育システム構築に向けた環境の整備」のように記載いたします。また、第5章第4節1乳幼児期・学齢期における支援の充実の【施策の方向】内の2段目、「学齢期における特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的支援については、」の次に「個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据え、教育的ニーズに最も的確に応える指導や多様で柔軟な仕組みの整備（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム）に努めるとともに」のように記載いたします。</p>
23	63 ほか	<p>児童発達支援センターの設置について、設置に向けた検討はいつまでに結論をだすのか。また、設置しない場合は、どのようになるのか、具体的に教えてほしい。</p>	1件	<p>現在、昭島市児童発達支援基本計画の策定が進められており、その中では、平成27年度に、（仮称）昭島市児童発達支援センターの設置に向けた詳細な計画を策定することが示されています。</p>
24	66	<p>No93「障害者の実習の受入れ」に関して、平成30年には精神障害者が障害者雇用の対象となり、ますます障害者雇用への取組が求められます。障害者雇用を進めていくうえで、実習がとても効果的であり、多摩地区でも、複数の市役所が障害者雇用のトレーニングとして実習の場を提供しています。ぜひとも市役所実習を計画に加えてください。</p>	1件	<p>計画に記載のとおり、現在、市役所では実習生を受け入れておりません。市からは、障害者の雇用促進と就労機会の拡大の観点から、他の自治体の状況なども参考として、障害者の特性に応じた実習の受け入れが可能となる環境の整備に努めていくとの方向性が示されています。こうした状況にあり、今後の3年間の計画期間における具体的な記載には、困難性があります。</p>
25	66	<p>No96「自主製作品の展示・販売コーナーの設置」に関して、販売コーナーとしてしっかり機能する必要がある。現在の場所（あいぼっく）は喫茶室に入らないと見ることができないため、展示・販売として機能していないため、「引き続き設置します」ではなく、「来所者が見やすく購入しやすいように改善する」としてほしい。</p>	1件	<p>ご指摘の主旨は理解いたしますが、施設内のスペースや施設管理上の課題もあることから、現行の記載内容とさせていただきます。</p>
26	66	<p>No97「障害者就労施設等の製品・食品などの販売促進」に関して、「拡大を図ります」「推進を図ります」とあるが、どこが主体となっておこなうのか。「事業所と市と一緒に進める」内容にしてほしい。</p>	1件	<p>事業者と連携した販路の拡大に向けた取組は、必要なものであると認識しております。事業所と市の連携が大切なことから「市内における障害者就労施設等のネットワークを活用するとともに、市と事業所が連携を図るなかで、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します」のように記載内容を修正いたします。</p>

番号	関連頁	意見内容（意見概要）	件数	協議会の考え方
27	66	N098「障害者就労施設等への優先調達の推進」に関して、現在のホームページ等の情報開示では実際の受注につながりにくいため、昭島市の事業所紹介などとともに、作業の様子や、写真などを使い、依頼主にもイメージが持てるものにして欲しい。 また、受注機会の拡大との記載があるが、障がいのある人の所得補償の観点から、単純に仕事の拡大というだけでなく、是非とも工賃に繋がる形での拡大の具体化をしてほしい。	1件	ホームページを活用した情報の提供については、市から、その充実を図る方向性が示されています。 また、受注機会の拡大には、ご意見のように、工賃のアップにつなげるとの考え方も含まれるものと考えています。 市からは、事業所の工賃アップ検討部会と連携して、効果的な実施に努め行きたいとの考えが示されています。
28	72	地域生活支援拠点については、今後の地域生活の要になる事業と思われる、目標値として、1か所（平成29年度末）掲載しているが、整備方法や実施事業などについて、具体的に明記してほしい。	1件	地域生活支援拠点の整備に関する具体的な事項は、今後、市において検討されるものと認識しています。 施設の概要については、第6章障害福祉サービス等の数値目標及び見込量 第1節 2 地域生活支援拠点等の整備に記載しております。
29	74	居宅介護の利用状況やサービスの見込み量を、身体介護・家事援助・通院等介助という支給決定ごとに集計してほしい。	1件	障害福祉計画に係る国の基本指針に基づく記載です。従いまして、ご意見のようなまとめ方には困難性があります。
30 31	74	第6章の数値目標と見込量について、目標値ではなく見込量ということだが、この見込量は市が主体的に取り組むことで目指す数値というよりはそのまま取り組まなくても実現されていく予測に基づく数値のように映るため、国が示している総合支援法の数値の伸びを当てはめるのではなく、昭島市独自の数値目標や取組施策などを立てて計画を策定する必要があると考える。	2件	数値目標の設定やサービス等の見込量については、国の基本指針を踏まえ、サービスの利用状況などから設定又は算出しております。 国の基本指針以外に、見込み量の算定について独自の考えをもつものではないため、計画に記載のとおりといたします。
32 33	76	第3期計画までは、地域生活支援事業量見込に、地域活動支援センターⅡ型を2か所設置する数値目標が入っていたが、第4期計画からは削除されているが、必要性等を考慮し、第4期計画についても再度、掲載する必要があると考える。	2件	地域活動支援センターⅡ型の必要性については認識しておりますが、第4期計画期間内において新設することは、市の財政状況を考慮する中で困難性があるとの判断から未掲載としております。
34	78	P D C Aサイクルのプロセスについて、評価機関として、計画作成にかかわる「障害者自立支援推進協議会」が評価することはおかしいので、客観的な評価機関が評価を実施してほしい。 また、評価する頻度として、四半期に1度は評価し、推進状況に合わせて改善（ACT）も行えるようにしてほしい。	1件	P D C Aサイクルの実施については、本協議会を中心として、点検・評価を行うと、計画の79頁に記載しております。 評価機関については、様々な意見があると認識していますが、本協議会における確認も一つの方法であると考えています。 また、P D C Aサイクルの具体的な実施方法については、今後、本協議会で検討する予定です。
35	78	計画の進行管理としてP D C Aサイクルの考え方を取り入れているが、実施主体は障害者自立支援推進協議会なのか、明記をしてほしい。また、計画の見直しはP D C Aサイクルの考え方の要であり、障害者自立支援推進協議会が各事業内容について評価等を行なっていくとなると現行の回数では実施できないと思われるが、どのように進めていくのか。	1件	
36	78	P D C Aサイクルの考え方について、計画にも明記されているが、昭島市ではこれまでの計画にも「昭島市障害者自立支援推進協議会でのフィードバック」や「計画についての全庁的な評価会議の実施」が事業内容にあり、評価方法などについて自立支援推進協議会で何度も意見交換がおこなわれてきた。 今後は評価するだけでなく、計画を見直し、改善して実施することが必要であることから、P D C Aサイクルが実際に機能するために、具体的な実施方法を示してほしい。	1件	

番号	関連頁	意見内容（意見概要）	件数	協議会の考え方
39 40	市への意見等	第4期障害福祉計画の説明会の開催について	2件	パブリックコメント実施時における説明会の開催については、次期計画策定時における検討課題と認識しています。
37 38 41	市への意見等	昭島市障害者自立支援推進協議会の委員構成について、当事者委員の枠（市民公募ではなく）の設置について	3件	本協議会の委員につきましては、昭島市障害者総合支援条例の規定に基づき委嘱されるものです。条例規定事項であり、計画で規定できる事項ではありません。
42	市への意見等	移動支援事業のガイドヘルパー養成研修を市が主催して行ってください。	1件	市からは、都内における実施状況などを踏まえ、対応を検討するとの考えが示されています。
43	市への意見等	パブリックコメントの終了後、昭島市障害者自立支援推進協議会を開催して、報告・協議を行ってください。	1件	パブリックコメント終了後、本協議会を開催し、パブリックコメントの意見を踏まえ、答申案を審議します。
44	市への意見等	今回の計画の取り組みとして、PDCAサイクルや地域生活支援拠点等の整備など、新しい考え方や取り組みがあるが、このことを踏まえて今回の計画は当事者をはじめとする市民や事業者、市民に理解できるよう説明する機会が必要ではないでしょうか。また、3期計画から4期計画を策定するに当たり、削除された事業名については理由を説明する事が必要だと考えます。	1件	パブリックコメント実施時における説明会の開催については、次期計画策定時における検討課題と認識しています。 素案において、前計画から削除された事業については、本協議会で審議した結果です。